

第2次岡山県地域未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年9月1日現在における岡山県全市町村（岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町）の行政区域とする。概ねの面積は、71万ha程度（岡山県面積）である。

本区域は、自然公園法に規定する自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）、岡山県自然保護条例に規定する岡山県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地の一部区域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。



なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などを計画しており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するに当たっては同計画との整合を図るものである。

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

岡山県は、降水量 1 mm 未満の日数が全国第 1 位（※ 1）、年間日照時間が全国第 8 位（※ 2）で、温暖な気候に恵まれた「晴れの国」である。三大河川（吉井川、旭川、高梁川）からもたらされる水資源が豊富であり、緑豊かな中国山地や多島美で彩られた瀬戸内海が広がるなど、多様な自然環境にも恵まれている。また、過去約 100 年間に於いて震度 4 以上の地震観測回数が全国で 3 番目に少ない（※ 3）など、自然災害が少ない地域である。

※ 1 気象庁 全国気候表（平成 3 年～令和 2 年（30 年間）の平年値）

※ 2 気象庁 全国気候表（令和 4 年）

※ 3 気象庁 震度データベース検索（大正 12～令和 4 年）

② インフラの整備状況

交通インフラでは、東西 2 本の高速道路（山陽自動車道、中国縦貫自動車道）と日本海から瀬戸内海を経て太平洋に至る高速道路（中国横断自動車道岡山米子線、瀬戸中央自動車道）が県内 2 か所で交差する日本でも有数のクロスポイントとなっており、高速道路 2 時間圏域人口は 1,600 万人に達する。また、関西、九州、四国、山陰への 8 路線が交わる鉄道網、国際拠点港湾である水島港や、ソウル、上海、台北にデイリー運航されるなど地方管理空港としては多くの国際線が就航する岡山空港など、交通基盤が充実した地域であり、世界を視野に入れた陸海空の交通網の結節点となっている。

③ 産業構造

本県では、豊富な地域資源を生かして様々な地場産業が生まれ育ってきた。江戸時代に干拓地等での綿花栽培から発展を遂げた「繊維」、ろう石を原料として製造が始まった「耐火物」、干拓地での大規模農業から生まれた「農業機械」、繊維製品の地下足袋から発展した「ゴム製品」などの地場産業は、現在の本県ものづくりの源流をなしている。

第二次世界大戦後の高度経済成長期に本県産業は大きな変革期を迎えた。昭和 28 年から倉敷市水島地区で港湾整備と工業用地の造成が開始され、熱心な誘致活動により、昭和 30 年代には鉄鋼・化学・石油精製などの巨大工場が相次いで立地し、水島臨海工業地帯が形成され、この時期を境に本県は農業県から工業県へと変貌を遂げた。

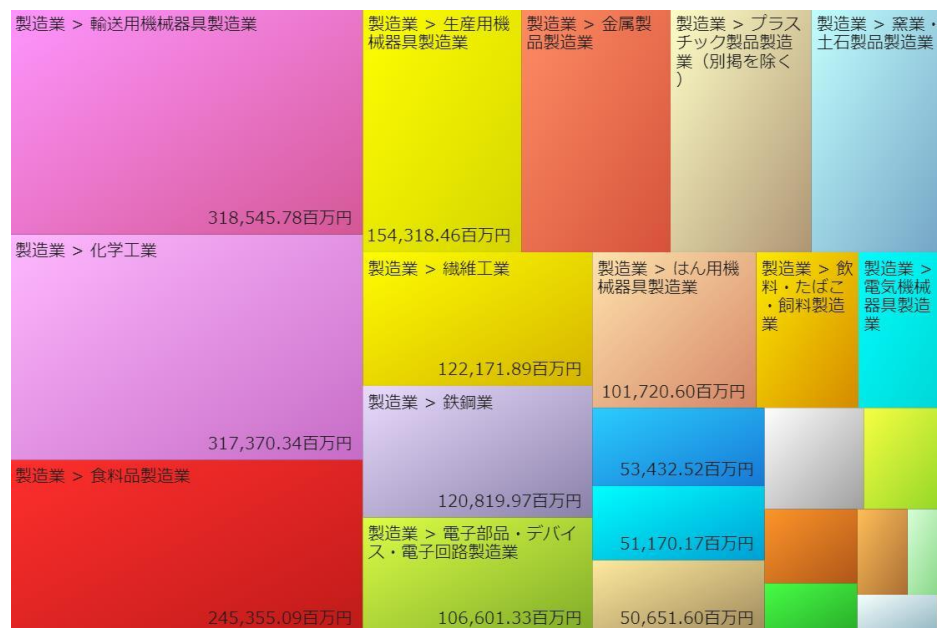
このような歴史的背景の中で、現在では、日本を代表する水島臨海工業地帯を中心に鉄鋼・自

動車・化学・石油精製・造船など我が国を代表する企業が立地し、周辺の県南地域には、金属製品製造業や自動車部品製造業、農業用機械器具製造業、一般機械器具製造業、ゴム製品製造業、電子部品・デバイス製造業などの大規模工場が立地している。さらに、県南西地域では、電子部品・デバイス製造業、ゴム製品製造業、食品トレイなどのプラスチック製品製造業で有力企業が立地し、県北地域には、津山地区のステンレス加工に関連する企業や、津山・勝央地区を中心に県外企業の大規模工場が多数立地しているほか、電子部品・デバイス製造業などの集積も見られるところである。

また、伝統ある地場産業として、繊維産業、繊維製品製造業、耐火物製造業、窯業・土石製品製造業、木材・木製品製造業、石灰工業、食品・バイオ関連なども地域経済を支えるなど、県内各地域に特色ある産業が存在している。

以上のように本県には、多様な産業が集積し、独自の製品・技術で全国的に著名な企業が数多く存在していることから、県内総生産額に占める製造業の割合も全国平均に比べて8%（※4）高く、「ものづくり」産業が最大の特長となっている。なお、地域経済分析システムにおける製造業にかかる産業構造は表のとおり。

産業構造マップ 製造業の構造 [2019年（付加価値額）]



出典：RESAS

一方、農林水産分野においては、明治以降、品種の育成や高品質生産技術の開発が進められた白桃やマスカットなどの付加価値の高い果物や黒大豆生産等の農業、日本三名³⁶蔓（蔓：優れた資質を持つ和牛の系統）である「竹の谷蔓」を基に作出された和牛やジャージー牛、黒豚等の畜産業、豊かな瀬戸内海がもたらすカキやノリなどの漁業、全国有数の生産量を誇るヒノキなどの林業が盛んに行われてきた。また、首都圏や関西圏に加え、香港・台湾等の海外市場にも、桃、ぶどう等の高品質な農林水産物の販路が拡大するとともに、木質バイオマス発電へのエネルギー利用やCLT（直交集成板）などによる木材需要の創出など、新たな木材の利用形態への取り組みも進んでいる。

観光分野においては、日本三名園の一つである岡山後楽園や岡山城、倉敷美観地区、西日本屈指の高原リゾートである蒜山高原、美作三湯、日本遺産をはじめとした文化財など、多彩な見どころがある。加えて、白桃、マスカット、ピオーネ等の果物や瀬戸内海の新鮮な魚介類、ご当地グルメなど美味しい食べ物も豊富であり、さらに、おかやま桃太郎まつり、倉敷天領夏まつり、津山納涼ごんごまつりなどの大規模イベントとともに、瀬戸内国際芸術祭や岡山芸術交流、美作三湯芸術温度などの多彩な文化芸術イベントが開催され、国内外から多くの観光客が訪れている。

物流分野では、関西・四国・九州地方等と結び縦横に伸びる高速道路網や鉄道網、国際拠点港湾である水島港や、岡山空港など、多様な交通基盤が充実しており、中四国における広域流通網のクロスポイントとなっていることから、1～3類倉庫所管面積が中四国地方でトップとなるなど、大型物流拠点の整備が相次いでいる。

デジタル分野及びヘルスケア・教育サービス分野では、大学、短期大学などの高等教育機関等が充実しており、ITや医療・福祉、教育分野の専門人材を輩出・育成する環境が整っていることから、各分野の人材を活用した取り組みが行われている。

※4 内閣府 県民経済計算（令和2年度）

④ 人口分布の状況等

本県の人口は、平成17年の1,957千人をピークに減少傾向が続いており、令和2年10月1日現在の人口（国勢調査確定値）は1,889千人となっている。

人口が最も多いのは岡山市の724,691人であり県人口の約38%を占めている。以下、倉敷市、津山市、総社市、玉野市、笠岡市、真庭市、赤磐市、井原市、瀬戸内市の順となっており、県南部で人口集積が見られ、県北部の中山間地域では過疎化が進んでいる。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

当地域は、従業者数の約20%、付加価値額の約25%を製造業が占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。ものづくり分野での高い基盤技術力を有する企業が集積していることを背景に、バランスのとれた企業誘致施策と地域産業振興施策を車の両輪として進める。IT人材を活用したデジタル分野の取組も進め、イノベーションや差別化により新製品・新サービスを地域から生み出し、付加価値額を地域に分配することにより地域全体の生産性を向上させ、質の高い雇用の創出を図る。

また、2024年問題への対応もあり、中部・関西エリア等と九州エリアをつなぐ中継拠点等としての需要が高まっており、物流分野の成長が見込まれることから、これを支援し、新たな投資の拡大や雇用の創出を図る。

さらに、観光資源や農林水産物、高等教育機関などの人材、豊かな自然環境等、本県の特性を生かし、観光分野、農林水産・地域商社分野、スポーツ・文化・まちづくり分野、ヘルスケア・教育サービス分野、環境・エネルギー分野などで積極的に事業を推進する。

各分野における付加価値等の創出が、促進区域内の他の産業にも高い経済波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が促進区域内事業者との取引増や雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

80 件（※ 1）の地域経済牽引事業で 138.7 億円の付加価値額を創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.3 倍（※ 2）の経済波及効果を与え、促進区域で 180 億円の付加価値を創出することを目指す。180 億円は、促進区域での製造業関連産業等の付加価値額（2 兆 8,148 億円）の約 0.6%に相当する。

また、K P I として、地域経済牽引事業の承認事業件数を設定する。

※ 1 旧基本計画での承認事業件数 77 件（平成 29～令和 4 年度）から 80 件を予定。

※ 2 逆行列係数 $[I-(I-M)A]^{-1}$ （岡山県産業連関表（平成 27 年））

【経済的効果の目標】

	現 状	計画終了後	増 加 率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	5 8 億円（※ 3）	2 3 8 億円	3 1 0 %

※ 3 令和 5 年 3 月末時点において旧基本計画で承認した地域経済牽引事業計画 77 件のうち、事業が終了し、実績報告済みの 40 件の実績。

【任意記載の K P I】

	現 状	計画終了後	増 加 率
地域経済牽引事業の承認事業件数	7 7 件（※ 4）	1 5 7 件	1 0 4 %

※ 4 令和 5 年 3 月末時点における旧基本計画での地域経済牽引事業計画の承認実績。

（算定根拠）

	各業種の平均付加価値額	地域経済牽引事業の平均付加価値額（※ 5）	事業件数	地域経済牽引事業による付加価値額
成長ものづくり、デジタル	1.5 億円	2.0 億円	55 件	110.0 億円
製造業、情報通信業など				

観光、スポーツ・文化・まちづくり	0.2 億円	0.7 億円	3 件	2.1 億円
不動産業、宿泊業、娯楽業など				
農林水産・地域商社、物流	0.5 億円	1.0 億円	18 件	18.0 億円
農林漁業、運輸業、卸売業など				
ヘルスケア・教育サービス	0.8 億円	1.3 億円	2 件	2.6 億円
教育、医療、福祉など				
環境・エネルギー	2.5 億円	3.0 億円	2 件	6.0 億円
電気業など				
計			80 件	138.7 億円

※5 製造業、情報通信業、不動産業、宿泊業、娯楽業、農林漁業、運輸業、卸売業、教育、医療、福祉及び電気業等の各業種の1事業所当たり平均付加価値額に、全産業の1事業所当たり平均付加価値額を加えたもの（総務省・経済産業省 経済センサスー活動調査（令和3年））

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,022万円（本県の1事業所当たり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和3年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で7%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で7%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4%以上増加すること。

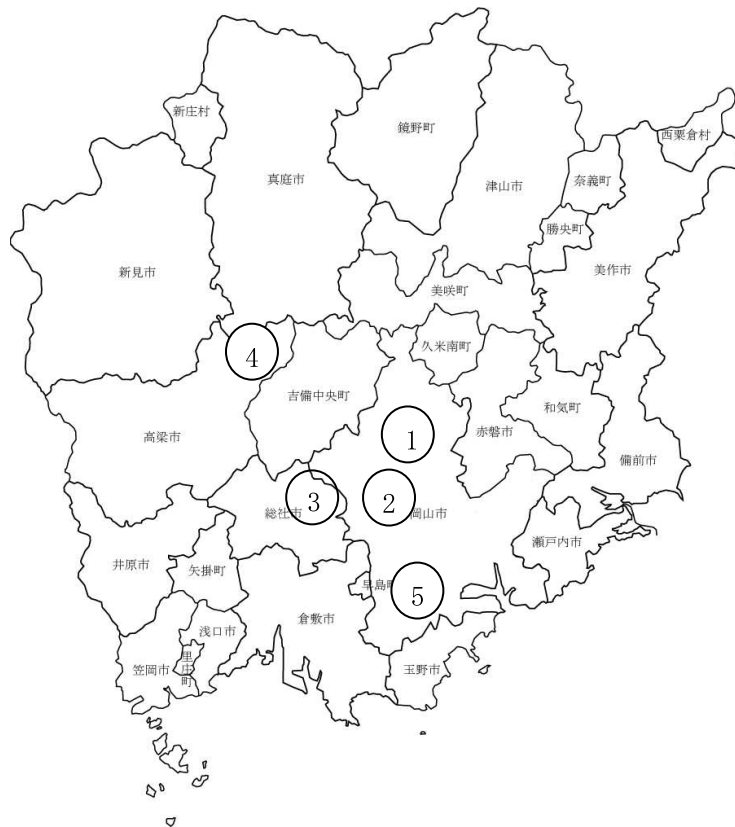
なお、上記要件の（２）、（３）については、地域経済牽引事業の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも短い場合は、その事業計画期間で按分した値とする。

４ 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字または字の区域とする。概ねの面積は36haである。（設定する区域は、令和７年６月１日現在における大字または字により表示したものである。）

番号	区域名称	市町村名	大字または字	面積（ha）
①	御津高津地区	岡山市北区	大字御津高津のうち、次の字 新田	5.4
②	松尾・大窪・辛川市場地区	岡山市北区	大字松尾の一部 （字がないため別図で定める） 大字大窪のうち、次の字 下糺田、桜田 大字辛川市場のうち、次の字 三十六、竹山河内	8.8
③	西阿曾産業用地開発計画区域東地区（第２期）	総社市	大字西阿曾のうち、次の字 沖、東桜	9.7
④	有漢工業団地	高梁市	大字有漢町有漢のうち、次の字 辻、天代川端、十万、上辻、中辻、仏空面、原ノ脇、四町田、犬グロ、フケ、七斗代、卯正田、亀町、ワタ、笛竹、長通下、長通、枇杷町	3.6
⑤	藤田工業団地地区	岡山市南区	大字藤田のうち、次の字の一部（別図で定める） 錦	8.0



なお、設定する重点促進区域には自然公園法に規定する自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、岡山県自然保護条例に規定する岡山県自然環境保全地域、環境省が選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地の一部区域は存在しないが、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等が含まれるため、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないように十分に配慮するものとする。

（２）区域設定の理由

①御津高津地区、②松尾・大窪・辛川市場地区、③西阿曾産業用地開発計画区域東地区（第２期）及び⑤藤田工業団地地区については、土地利用調整を行う可能性があり、④有漢工業団地については、工場立地法の特例措置を活用する可能性があることから、重点促進区域として設定することとする。

① 重点促進区域（御津高津地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 5.4 ha である。

本区域は、岡山市の北部に位置し、山陽自動車道岡山インターチェンジまで 11km、岡山空港まで 6 km と広域交通に良好なアクセスを有する。また、本区域に隣接する御津工業団地に

は自動車部品、ゴム製品等の製造業、運輸業などの企業が集積していることから、重点促進区域に設定する。

なお、市内の工業団地には未活用の産業用地や遊休地が存在しない。また、市街化区域については、住宅地の形成や商業施設等の立地が進んでおり、工場等の立地に適した遊休地等もなく、産業用地を確保することは困難である。

公共施設については、既に宅地化された区域は上水道利用可能区域に入っている。

本区域は、大部分が農用地区域であり、概ね 3.4ha 程度含まれている。

また、本区域は農用地区域が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載

「岡山市都市計画マスタープラン」において、御津工業団地を「製造業等の企業が集積により、本市の活力の源泉となる拠点」である産業拠点として位置付け、「産業拠点・物流拠点については、産業政策との整合を図りつつ、高速道路や鉄道網など広域交通網が充実したクロスポイントとしての特徴を活かして、産業の集積や活性化を図ります。」としている。

- ・農業振興地域整備計画における記載

「御津農業振興地域整備計画」において、「自然・生活環境の保全を基調とした企業誘致などを促進し、兼業農家に安定した就業の機会を与え、自然と生活区域の環境に留意しながら、調和のある産業振興を図る。」としている。

② 重点促進区域（松尾・大窪・辛川市場地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 8.8ha である。

本区域は岡山市の北西部に位置し、山陽自動車道吉備スマートインターチェンジまで約 0.5 km、山陽自動車道岡山インターチェンジまで約 3 km、岡山空港まで約 12km と広域交通に良好なアクセスを有することから、重点促進区域に設定する。

なお、市内の工業団地には未活用の産業用地や遊休地が存在しない。また、市街化区域については、住宅地の形成や商業施設等の立地が進んでおり、工場等の立地に適した遊休地等もなく、産業用地を確保することは困難である。

公共施設については、上水道利用可能区域に入っている。

本区域は市街化調整区域であり、概ね 7 ha の農用地区域が含まれている。

また、本区域は農用地区域及び市街化調整区域が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載

「岡山市都市計画マスタープラン」においては、吉備スマートインターチェンジがある

山陽自動車道を「関東・関西・九州方面や山陰・四国方面を広域的に連携する交通軸」である広域交通軸とし、国道 180 号総社・一宮バイパスを「広域交通軸から産業拠点・物流拠点に円滑にアクセスする」物流軸として位置付けている。

また、「新たな産業・物流系の土地利用については、産業政策上の位置づけのもと、インターチェンジや物流軸沿線などへ誘導する」としている。

- ・農業振興地域整備計画における記載

「岡山農業振興地域整備計画」において、「本市では他産業が発達し、農家の大部分が他の産業との兼業をしているため、産業の一層の発展を促進し、雇用の確保と拡大に努める。」としている。

③ 重点促進区域（西阿曾産業用地開発計画区域東地区（第 2 期））

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 9.7 ha である。

本区域は、総社市東部に位置し、中国横断自動車道岡山米子線岡山総社インターチェンジまで 2 km と良好なアクセスを有する。大部分は未造成であるが、周辺には、物流関連や生産用機械器具、金属製品等の製造業などの企業が立地している。また、付近には岡山県立大学があり、周辺には産業用機械のロボット化、I o T 化、半導体等の成長分野の研究開発に取り組んでいる企業も立地していることから、共同研究開発等も進めやすい環境にある。

以上のことから、本区域を重点促進区域に設定する。

なお、総社市内には 4 つの工業団地があるが、全区域において分譲が完了しており、未活用の産業用地や遊休地が存在しておらず、農村産業法に基づき造成された用地等の工場適地や業務用地も存在しない。また、総社市総面積の約 4 % の市街化区域内の土地は、人口流入が続いている中、住居系での利用が活発化していることから企業立地適地が確保できない状況にある。

公共施設については、既に宅地化された区域は上水道利用可能区域に入っている。

また、本区域は市街化調整区域であり、南側に農用地が概ね 6.5ha 含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

（関連計画における記載等）

- ・都市計画における記載

「総社市都市計画マスタープラン」における位置付けは、「阿曾地区の一般県道総社足守線沿道は工業・流通ゾーン（検討地区）と位置付け、地域社会との調和や環境保全等に配慮した工業・流通施設の配置を検討します。」としている。

- ・農業振興地域整備計画における記載

「総社農業振興地域整備計画」において、「農業従事者の安定的な所得を確保するために、優良農地を確保しつつも、本市の地理的優位性を生かした企業誘致や商業、観光等の産業振興による農業従事者の安定的就業、良好な雇用の場を確保していく。また、既存企業等の事業拡大に対しても配慮することとする。」と記載されている。

④ 重点促進区域（有漢工業団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積（分譲用地面積）は 3.6ha である。

本区域は、高梁市北東部に位置し、中国横断自動車道岡山米子線有漢インターチェンジまで 4km と良好なアクセスを有することから、重点促進区域に設定する。

2 区画の産業団地として整備中であり、公共施設も整備中である。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

（関連計画における記載等）

・都市計画における記載

当区域は、高梁都市計画区域の区域外である。

⑤ 重点促進区域（藤田工業団地地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 8.0ha である。

本区域は、岡山市の南西部に位置し、国道 30 号に接しているとともに、今後国道 180 号（岡山環状南道路。現在事業実施中）に接する予定であり、広域交通に良好なアクセスを有する。また、本区域内の藤田工業団地には農業機械部品や食品関連などの製造業、運輸業などの企業が集積していることから、重点促進区域に設定する。ただし、本区域が位置する藤田字錦には広大な優良農地が含まれるため、字単位ではなく、同工業団地及び産業用地としての活用が見込まれる隣接する区域に限った区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、市内の工業団地には未活用の産業用地や遊休地が存在しない。また、市街化区域については、住宅地の形成や商業施設等の立地が進んでおり、工場等の立地に適した遊休地等もなく、産業用地を確保することは困難である。

公共施設については、既に宅地化された区域は上水道利用可能区域に入っている。

農用地区域及び市街化調整区域は本区域の北西部に位置し、それぞれ概ね 1.3ha、1.7ha 含まれている。

また、本区域は農用地区域及び市街化調整区域が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

（関連計画における記載等）

・都市計画における記載

「岡山市都市計画マスタープラン」においては、「産業拠点・物流拠点については、産業政策との整合を図りつつ、高速道路網や鉄道網など広域交通網が充実したクロスポイントとしての特徴を活かして、産業の集積や活性化を図ります。」としている。

また、本区域内にある藤田工業団地を「製造業等の企業の集積により、本市の活力の源泉となる拠点」である産業拠点として位置付け、「既存の産業拠点については、産業政策上の位置づけのもと、周辺環境との調和を図りつつ、拡張など企業ニーズへの適切な対応を図

り、産業の集積・強化に取り組めます。」としている。

さらに、国道 30 号及び国道 180 号（岡山環状南道路。現在事業実施中）を「広域交通軸から産業拠点・物流拠点に円滑にアクセスする」物流軸として位置付け、「新たな産業・物流系の土地利用については、産業政策上の位置づけのもと、インターチェンジや物流軸沿線などへ誘導する」としている。

・農業振興地域整備計画における記載

「岡山農業振興地域整備計画」において、「本市では他産業が発達し、農家の大部分が他の産業との兼業をしているため、産業の一層の発展を促進し、雇用の確保と拡大に努める。」としている。

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
別表のとおり

５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ① 岡山県の自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 岡山県の繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、C L T等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 岡山県の岡山後楽園、倉敷美観地区、蒜山高原等の観光資源を活用した観光分野
- ④ 岡山県の桃、和牛肉等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑤ 岡山県の大学等の I T人材を活用したデジタル分野
- ⑥ 岡山県の地域づくりの知見を活用したスポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦ 岡山県の医療、教育等の専門人材を活用したヘルスケア・教育サービス分野
- ⑧ 岡山県の広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した農林水産・地域商社分野
- ⑨ 岡山県の広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野
- ⑩ 岡山県の豊富な森林資源や長い日照時間等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

（２）選定の理由

- ① 岡山県の自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本県の製造品出荷額等は 7.1 兆円で、西日本第 7 位のものづくり県である。とりわけ水島臨海工業地帯には、石油、化学、鉄鋼と並ぶ主要産業である輸送用機械器具製造業が立地するほか、水島港の国際バルク戦略港湾選定による機能強化の取組の進展に伴い、西日本有数の食料・飼料コンビナートを形成するなど、その製造品出荷額等は 3.2 兆円と県内製造業全体の 45%を占める。

輸送用機械器具製造業に関して、自動車製造業では、三菱自動車工業（株）の国内最大の車

両生産拠点が存在しており、当該拠点においては、プレスから最終組立までの全行程作業を行う一貫生産工程により自動車生産を行っている。また、倉敷市や総社市など水島臨海工業地帯周辺を中心に関連部品サプライヤーが多く集積している。

船舶機関製造業では、船舶用大型エンジンの製造拠点が玉野市に存在しており、関連部品サプライヤーが多く集積している。製造品出荷額等の全国に占める割合は、21%にのぼる。

航空機関連部品製造業では、国内初となる能力5万トン級の最新鋭大型鍛造プレスを導入し、航空機向けを中心に、国内では不可能であった大型鍛造品の製造を行う企業が立地するとともに、機械加工、表面処理、組み付けなどに高度な技術を有する企業で構成される連携体組織が、航空機関連部品の共同受注を目指し、共同受注へとつながる活動に取り組んでいる。

製造業の製造品出荷額等のうち、輸送用機械器具製造業の割合は12%、従業者数においても13%を占める。

食料品製造業については、製造業のうちに占める製造品出荷額等、従業者数の割合が、それぞれ8%、13%であり、食料品製造業における製造品出荷額等では、パン製造業や牛乳・乳飲料製造業、動植物油脂製造業が約3割を占める。また、水島臨海工業地帯において、穀物の国際バルク戦略港湾である水島港の優位性を生かした中四国地区における小麦粉の製造拠点が2025年の稼働に向け建設が進んでいる。

医療・福祉機器では、船舶用プロペラ製造で培った金属加工技術を生かした人工関節や骨接合用品などの整形外科用インプラント、精密ギアポンプ製造で培った計量送液技術を生かした人工透析装置など、幅広い分野における研究開発・製造を行う企業が存在している。

新素材等では、県内に豊富に存在する森林等の地域資源を活用し、セルロースナノファイバー等の木質系バイオマスを活用した高付加価値新素材の開発及び高機能化並びにその用途開発に取り組む企業も現れている。

これら県内に集積するものづくり企業は、これまで培ってきた技術基盤を生かした既存製品の高付加価値化や、より高い品質を求め技術開発に取り組んでいる。

また、水島コンビナートにおいて、産・学・官が連携し、カーボンニュートラルの推進に向けた取組が始まっており、各企業においても今後の取組に向け動き出すなど、世界的な変革にも対応できる幅広い技術基盤が集積していることから、活用する分野として成長ものづくり分野を選定する。

総務省・経済産業省 経済センサスー活動調査（令和3年）

② 岡山県の繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、CLT等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本県の基幹産業は製造業であり、石油、化学、鉄鋼、自動車、食品など主要な産業の集積以外にも、各地域で特長ある製造業が発達し、集積している。

繊維衣服では、デニム、学生服に代表される繊維工業は、倉敷市、井原市等に集積しており、製造業のうちに占める事業所数、従業者数の割合は、それぞれ14%、9%である。特に学生服や作業服などのユニフォームの製造品出荷額等は、63,969百万円で全国の32%を占める。

窯業・土石製品製造業に関して、耐火れんが製造業では、備前市周辺に集積しており、その製造品出荷額等は 65,442 百万円で全国の 38%を占める。

金属製品製造業では、製造業のうちに占める事業所数の割合は、11%であり、主に岡山市、倉敷市に集積している。また、津山市では古くからステンレス産業が発展するとともに、全国トップレベルの技術が集結していたことを背景に、学・官を含めた総合的なネットワークを持つ日本最大級の金属クラスターを形成し、ステンレス精密部品の加工のみならず、チタンや難削材の特殊加工などを行うとともに、技術教育にも取り組んでいる。

木材・木製品製造業に関しては、真庭市をはじめ県北地域に集積しており、特に木材の需要拡大が期待される C L T などの集成材製造業では、全国に占める製造品出荷額等の割合が、22%にのぼる。

これらをはじめとした製造業の活性化を図るため、県でも製品のブランド化や技術開発、販路開拓などへの支援に取り組んでいる。

特長ある製造業への投資促進により、他地域との差別化による付加価値の向上を図ることで、地域全体の活性化につながることから、活用する分野として成長ものづくり分野を選定する。

総務省・経済産業省 経済センサスー活動調査（令和3年）

③ 岡山県の岡山後楽園、倉敷美観地区、蒜山高原等の観光資源を活用した観光分野

本県には、日本三名園の一つである岡山後楽園、川面に映える漆黒の岡山城、白壁の町並みが残る倉敷美観地区、西日本屈指の高原リゾートである蒜山高原、豊富な湯量と優れた泉質の美作三湯、日本遺産をはじめとした魅力あふれる文化財など、多彩な見どころがある。加えて、「くだもの王国おかやま」を代表する白桃、マスカット、ピオーネや瀬戸内海の新鮮な魚介類、ご当地グルメなど美味しい食べ物も豊富であり、さらに、おかやま桃太郎まつり、倉敷天領夏まつり、津山納涼ごんごまつりなどの大規模イベントとともに、瀬戸内国際芸術祭や岡山芸術交流、美作三湯芸術温度などの多彩な文化芸術イベントが開催され、国内外から多くの観光客が訪れている。なお、令和6年秋には、国際芸術祭「森の芸術祭 晴れの国・岡山」の開催が決定しており、芸術祭を核とした周遊型の観光振興や交流人口の拡大、シビックプライドの醸成を図ることとしている。

県内の主な観光地域の観光客数（※1）

単位：千人

観 光 地 域 名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
玉 野 ・ 渋 川	2,127	2,125	2,355	2,594
倉 敷 美 観 地 区	3,283	1,544	1,465	2,319
蒜 山 高 原	2,239	1,650	1,443	2,005
笠 岡 ・ 笠 岡 諸 島	1,250	976	906	1,026
後楽園・岡山城周辺	2,404	907	662	1,189
津 山 ・ 鶴 山 公 園	1,316	849	658	1,072
吉 備 路	1,470	745	534	1,196
美 作 ・ 湯 郷 温 泉	815	610	525	592

児 島 ・ 鷺 羽 山	1,310	653	417	750
矢 掛 ・ 矢 掛 本 陣	334	274	524	555

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は観光に甚大かつ深刻な影響を与えたが、本県の令和4年における観光入込客数は約1,500万人（※1）で、感染拡大前の令和元年比約89%と回復傾向にある。また、令和4年における外国人延べ宿泊者数は約6万人（※2）で、令和元年比約12%となっている。新型コロナウイルス感染症収束後の観光消費額の回復に向け、多様な観光客のニーズに合った宿泊・観光施設等のリノベーション、城下町や重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした町屋や古民家など歴史的建造物の活用、DMOや近隣県、民間企業等の多様な主体と連携した取組、サイクリングロードや港（空港・港湾）などの施設、また、県内を拠点に活躍するトップクラブチームのスポーツイベントなどを利活用したにぎわい創出などの対応が求められている。

観光業は、卸小売業、旅館・ホテル業、運輸業など多様な産業に幅広い経済波及効果をもたらし、とりわけ中山間地域等においては、観光業が地域経済牽引の柱の一つであることから、活用する分野として観光分野を選定する。

県内の観光入込客数（※1）

単位：千人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
観 光 入 込 客 数	16,921	13,315	10,990	14,996

県内の外国人延べ宿泊者数（※2）

単位：人泊

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人延べ宿泊者数	486,600	74,260	21,900	59,130

※1 岡山県 観光客動態調査結果（令和4年）

※2 観光庁 宿泊旅行統計調査（令和4年）

④ 岡山県の桃、和牛肉等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野

本県は、「晴れの国」の温暖な気候と、北は中国山地から南は瀬戸内海まで多様な自然環境を有しており、農林水産物を生産する環境に恵まれている。

自然環境を生かして、県中北部で、ジャージー牛乳（ジャージー種飼養頭数が1,755頭で全国第2位（※1））、和牛肉（肉用牛飼養頭数が34,900頭で中四国地方第1位（※2））、ぶどう（ピオーネの作付面積が798.6haで全国第1位（※3））、黒大豆（作付面積が1,148haで全国第2位（※4））など多品目の農畜産物を生産している。県南部の岡山平野では、桃（清水白桃の作付面積が225.8haで全国第1位（※3））、なす（冬春なすの作付面積が20haで全国第11位（※5））、黄にら（作付面積が13.6haで全国第1位（※4））などの農産物の生産が多い。

農畜産物以外では、県土の約70%を森林が占めており、森林資源が豊富である。ヒノキの木材（丸太）生産量は全国第1位である（※6）。また、豊富な海産資源を有する瀬戸内海で

は、養殖が盛んであり、カキ（殻付き）生産量は全国第3位（※7）、ノリ（板のり）生産量は全国第8位（※7）となっている。

本県の農畜産物は、長年にわたる技術開発と品種改良により磨き上げられてきた。温暖な気候や高度な生産技術があいまって、本県の農業産出額は1,457億円で中四国地方第1位（※8）となっている。また、桃やぶどうなどは、マーケティングの強化やブランド化の推進に取り組んだことで、首都圏市場での販売や東アジア地域への輸出も増加している。

本県の生産基盤を生かして、今後の需要が見込まれる農林水産業を支援する取組は、本県経済の成長発展につながる。また、所得向上を目的として、地域資源のブランド化をプロデュースする地域商社も存在しており、さらに、農商工連携や6次産業化も進んでいることから、今後、生産だけでなく、加工販売から物流なども担う地域商社の取組が、これまで以上に必要とされていくことから、活用する分野として特産物を活用した農林水産・地域商社分野を選定する。

※1 （独）家畜改良センター 牛の個体識別情報検索サービス（令和5年）

※2 農林水産省 畜産統計（令和4年）

※3 農林水産省 特産果樹生産動態等調査（令和2年産）

※4 岡山県調べ（令和2年産）

※5 農林水産省 作況調査（野菜）（令和4年産）

※6 農林水産省 木材統計（令和3年）

※7 農林水産省 漁業・養殖業生産統計年報（令和3年）

※8 農林水産省 生産農業所得統計（令和3年）

⑤ 岡山県の大学等のIT人材を活用したデジタル分野

本県は、高等教育機関や工業系高等学校が充実しており、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、工業系高等学校の数は59校と西日本有数である。人口10万人当たりの大学・短期大学数は、1.4校で全国第3位（※1）となっている。情報セキュリティ技術に関する研究開発や独自OSの開発などを行っている岡山大学、コミュニケーションロボットの研究などを行っている岡山県立大学、ビッグデータの解析やアプリケーション開発などを行っている岡山理科大学等の高等教育機関には、AIやロボット、セキュリティなどの専門知識を有する研究者が在職し、専門性の高いIT人材を輩出しており、専門人材を育成する環境が整備できている。

本県は、企業、大学と県が組織的に連携して産業振興に取り組み、中小企業の飛躍的成長と県内産業全体の底上げを図るための拠点として、岡山大学内に「岡山県 企業と大学との共同研究センター」を設置し、企業と大学とのマッチングや共同研究の推進、大学での企業人材の育成等を実施している。現在、本県の基幹産業である製造業は変革期にあり、IoT、AI等によるデジタル化の取組が急務であることから、「キーパーソンの育成」、「経営者のIoT等の理解促進」、「企業のIoT等導入等の支援」の3つの方針により、中小企業におけるIoT等の導入、活用を推進することとしている。

企業のデジタル技術の活用による生産性向上や革新的な製品の創出等を推進するために、専門技術を有する大学の研究者などを活用するとともに、次世代を担う新たなIT人材の確保と育成が必要であることから、活用する分野としてデジタル分野を選定する。

※1 文部科学省 学校基本調査（令和4年度）、総務省 人口推計（令和3年10月1日）から計算

⑥ 岡山県の地域づくりの知見を活用したスポーツ・文化・まちづくり分野

県内を拠点に活躍するスポーツ関連のトップクラブチーム（※1）は、本県の大切な地域資源であり、県民の一体感の醸成や県域を越えた交流、観光・物産による地域の活性化に貢献している。また、ナショナルチームや国の代表選手が行うスポーツ合宿、世界レベルや全国規模のスポーツ大会の誘致も積極的に進めており、地域の一体感や活力の醸成、情報発信にもつながっている。なお、令和7年には、西日本で初めての開催となる国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会が本県で開催されることが決定しており、温暖な気候に恵まれた本県の魅力発信や地域の活性化につながる大会を目指している。

こうしたことにより、県民のスポーツに対する気運の醸成、各種スポーツの普及や競技力の向上、スポーツを通じた地域活性化、シティセールスにおける地域ブランド向上などにつながっており、これらクラブチームや地域の知見、時代のニーズ・基準に応じた施設の整備を活用したスポーツ振興が求められている。

また、本県は卸売業・小売業の年間商品販売額が5兆3,920億円（※2）であり、中四国地方で第2位の位置にあるが、中心市街地を構成する商店街などにおいて、空き店舗の増加や事業承継などの問題が生じている。このような状況の下、にぎわい創出を図るため、空き店舗や廃校施設等を活用したアーティストや地域の文化関係者などによる文化の拠点づくり、意欲ある経営者がデニムという地域資源を活用し「ジーンズストリート」として商店街の活性化を図る取組、空き店舗や古民家のまちづくり会社等による物販施設等へのリノベーション、大学等の主体と連携したまちの活性化の取組が県内各地で見られる。

以上のとおり、地域づくりの知見を活用したスポーツや文化、まちづくり振興を進めていく必要があるため、活用する分野としてスポーツ・文化・まちづくり分野を選定する。

※1 ファジアーノ岡山（Jリーグ）、岡山シーガルズ（Vリーグ）、岡山湯郷 Belle、FC吉備国際大学 Charme（日本女子サッカーリーグ）、トライフーズ岡山（Bリーグ）、岡山リベッツ（Tリーグ）

※2 総務省・経済産業省 経済センサス活動調査（令和3年）

⑦ 岡山県の医療、教育等の専門人材を活用したヘルスケア・教育サービス分野

本県は、大学、短期大学などの高等教育機関等が充実しており、人口10万人当たりの大学・短期大学数は、全国第3位（※1）となっている。また、本県の「教育・学習支援業」は付加

価値額が 76,379 百万円で中四国地方第 2 位（※ 2）、「その他の教育、学習支援業」は付加価値額が 25,333 百万円で中四国地方第 2 位（※ 2）である。本県は、医療・福祉系の人材を育成する大学・短期大学数が 22 校あるなど、医師等の専門人材を育成する環境が整備されており、専門技術を持つ人材を数多く輩出している。

特に、「医療・福祉分野」の従業者数は 134,774 人となっており、「製造業」、「卸売業、小売業」に次いで多く、本県全体の 16.1%（※ 2）を占めている。

また、人口 10 万人当たりの医師数では、全国第 5 位（※ 3）となっている。

これらの環境の下、本県においては、福祉分野の産業クラスターの形成促進を目指し、産学官民で構成する支援組織「ハートフルビジネスおかやま」による福祉用具の開発・改良・商品化の支援に取り組んでいる。また、地域特性を生かしたヘルスケア産業の創出・育成を目的とする「岡山ヘルスケア産業連携協議会」が設立され、事業支援等が行われている。

今後、急速な高齢化の進展によりヘルスケア産業の国内需要が高まると予想されることから、医療・福祉分野の専門人材を生かしてヘルスケア産業の投資促進に取り組むことは、地域経済の発展につながる。

また、本県の特別支援教育を受ける児童生徒数は、全体数が減少しているにも関わらず、全児童生徒数の 6.0%（※ 4）に上っている。これは、全国平均の 4.8%（※ 4）と比較しても高く、年々増加する傾向にある。これらの児童生徒への専門人材を活用した教育サービスの提供も重要な課題となっている。

以上のとおり、本県の充実した高等教育機関などの人材を活用したヘルスケア・教育サービスを推進することは、多様な専門技術を持つ人材の確保・育成、地域の教育の充実等につながることから、活用する分野としてヘルスケア・教育サービス分野を選定する。

※ 1 文部科学省 学校基本調査（令和 4 年度）、総務省 人口推計（令和 3 年 10 月 1 日）から計算

※ 2 総務省・経済産業省 経済センサスー活動調査（令和 3 年）

※ 3 厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師統計（令和 2 年）

※ 4 文部科学省 学校基本調査（令和 2 年度）、文部科学省 通級による指導実施状況調査（令和 2 年度）から計算

⑧ 岡山県の広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した農林水産・地域商社分野

本県は、関西・四国・九州地方等と結び縦横に伸びる高速道路網（山陽自動車道、中国縦貫自動車道、中国横断自動車道岡山米子線、瀬戸中央自動車道）や鉄道網（山陽新幹線、山陽線、瀬戸大橋線、宇野線、赤穂線、吉備線、津山線、伯備線、因美線、姫新線、芸備線、智頭急行、井原鉄道、水島臨海鉄道）、国際拠点港湾である水島港や、岡山空港など、多様な交通基盤が充実しており、主要都市から岡山までのアクセス時間が大阪約 44 分、福岡約 1 時間 37 分（以上、新幹線）、米子約 1 時間 50 分、高松約 1 時間（以上、高速道路）、東京約 1 時間 10 分、札幌約 1 時間 50 分、ソウル約 1 時間 35 分、上海約 2 時間 25 分、台北約 2 時間 45 分（以上、航空機）であるなど、中四国における広域流通網のクロスポイントとなっている。

加えて、本県の農業産出額は1,457億円で中四国地方第1位（※1）となっており、農林水産物の強固な生産基盤を確立している。特に、本県の桃やぶどうなどは、首都圏市場での販売や、アジア地域への輸出がともに増加傾向にある。高品質な農林水産物の需要増加に対して、大規模農業化やスマート農業による省力化など生産性の向上への取組が進んでいくと予想される。

また、本県では、農商工連携や6次産業化の取組も進んでおり、加工品を含む農林水産物の販売、物流、商品開発などを担う地域商社のニーズが高まる可能性が高い。

本県が、中四国における広域流通網のクロスポイントである強みを生かして、農林水産及び地域商社の取組を推進していくことは、本県経済の成長発展に資することから、活用する分野として農林水産・地域商社分野を選定する。

※1 農林水産省 生産農業所得統計（令和3年）

⑨ 岡山県の広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野

本県は、関西・四国・九州地方等と結び縦横に伸びる高速道路網（山陽自動車道、中国縦貫自動車道、中国横断自動車道岡山米子線、瀬戸中央自動車道）や鉄道網（山陽新幹線、山陽線、瀬戸大橋線、宇野線、赤穂線、吉備線、津山線、伯備線、因美線、姫新線、芸備線、智頭急行、井原鉄道、水島臨海鉄道）、国際拠点港湾である水島港や、岡山空港など、多様な交通基盤が充実しており、中四国における広域流通網のクロスポイントとなっている。その優位性を踏まえ、地元自治体としても、総合物流機能を備えた流通センターを岡山市・早島町、津山市・鏡野町等に整備しており、その結果、人口1人当たり自動車貨物輸送トン数が36.3トンで中四国地方第2位（※1）であり、1～3類倉庫所管面積が中四国地方でトップ（※2）であるなど、本県では物流業が発達している。

近年、物流の2024年問題への対応のため、中部・関西エリア等と九州エリアをつなぐ中継拠点として、また、中四国エリアへの配送拠点としての需要が高まっており、高速道路のインターチェンジ付近など交通アクセスに恵まれた土地を確保して、物流拠点を整備する動きも見られる。

今後、クロスポイントとしてのインフラを生かした中四国における広域流通の拠点性を更に高めることで、物流業の成長が見込まれるため、活用する分野として物流分野を選定する。

※1 国土交通省 自動車輸送統計調査（令和3年度）

総務省 人口推計（令和3年10月1日）

※2 国土交通省 倉庫統計季報（令和3年度第4四半期）

⑩ 岡山県の豊富な森林資源や長い日照時間等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

本県は、木材生産量が全国第1位（※1）のヒノキをはじめ、豊かな森林資源を有しており、民有林面積では445,974.03haで西日本第6位である（※2）。その豊かな森林資源を活用した発電や熱利用の取組が、県北地域を中心に、官民連携のもと地域ぐるみで進められている。

具体的には、津山市、真庭市、西栗倉村は、バイオマス産業都市として国からの選定を受け、様々な取組が行われており、特に、真庭市においては、木質バイオマスによる発電や熱利用などについて、地域において官民を挙げた取組が進んでおり、「里山資本主義」の取組の一環として全国的に注目されている。

また、本県は降水量1mm未満の日数が全国で最も多く（※3）、年間日照時間も全国第8位（※4）になるなど「晴れの国」であり、この特長を生かしたメガソーラーの導入が進み、家庭や企業等への太陽光発電の普及が見られ、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）については、農業の経営基盤強化と脱炭素化の両立が期待されている。

加えて、中山間地域等での畜産バイオマスの活用や中小水力発電等の取組が見込まれる。

本県のこれらの豊かな自然環境を、再生可能エネルギーとして活用することが、人口減少問題を抱える中山間地域の持続発展に資するため、活用する分野として環境・エネルギー分野を選定する。

※1 農林水産省 木材統計（令和3年）

※2 林野庁 森林資源の現況（平成29年3月31日）

※3 気象庁 全国気候表（平成3年～令和2年（30年間）の平年値）

※4 気象庁 全国気候表（令和4年）

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり、農林水産・地域商社、デジタル、観光・スポーツ・文化・まちづくり、環境・エネルギー、ヘルスケア・教育サービス、物流等の成長発展の基盤強化を図り、地域経済牽引事業を創出していくためには、地域の事業者ニーズを適切に把握し、それに応じた事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、適切な対応をとることで、事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出することにつなげる。

（2）制度の整備に関する事項

① 不動産取得税及び固定資産税の減免措置

県及び一部市町村においては、促進区域内において活発な設備投資が行われるよう、一定の要件を課した上で、必要に応じ、不動産取得税及び固定資産税の減免措置に関する条例を制定している。

② 地方創生関係施策

一部市町村においては、促進区域内において地域経済牽引事業による付加価値創出が行われるよう、令和6年度から令和10年度のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、設備投資支援や販路開拓等による事業環境の整備を実施する予定である。

・ 津山市は、5（1）③ 観光分野等において、歴史的建築物及び古民家等を民間活力によ

り再生し、宿泊事業や飲食事業に活用するための支援を実施する予定

- ・ 笠岡市は、5（1）①② 成長ものづくり分野において、市内に集積している輸送用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業者が行う、設備投資への補助制度による支援や販路開拓強化支援を実施する予定

また、5（1）④⑧ 農林水産・地域商社分野において、耕種農業、畜産農業、漁業の事業者が行う、設備投資への補助制度創設による支援や販路開拓強化支援を実施する予定

加えて、5（1）③ 観光分野において、宿泊事業者や地域産品を販売する小売業者が行う、設備投資への補助制度創設による支援や販路開拓強化支援を実施する予定

- ・ 高梁市は、5（1）①② 成長ものづくり分野や5（1）⑨ 物流分野において、市内の自動車・同附属品製造業、道路貨物運送業の事業者が行う、設備投資への補助制度創設による支援や雇用の確保対策支援等を実施する予定

- ・ 真庭市は、5（1）①② 成長ものづくり分野において、製材業者をはじめとする製造業事業者等、幅広い業種の事業者に対して雇用確保や、事業者マッチング等の支援を実施する予定

また、5（1）③ 観光分野において、地域価値を市内外へ発信するためのPR事業や、地域ブランドを活かした新商品の開発等の支援を実施する予定

- ・ 美作市は、5（1）⑦ ヘルスケア・教育サービス分野において、民間学校法人と連携協定を締結して運営する全国初のアドバイザリー型特別支援学校の整備や高齢化が進む地域での住民利便性の向上を目指した施設整備等を実施する予定

また、5（1）⑥ スポーツ・文化・まちづくり分野では、総合運動施設などの地域のスポーツ関連施設の整備・拡充を実施し、国内外からの試合、大会、合宿の誘致などを図るなど、地域住民の健康増進にも寄与するスポーツ及びヘルスケアのまちづくりを実施する予定

- ・ 里庄町は、5（1）①成長ものづくり分野において、町内の基幹産業である工作機械製造業及び電子部品製造業等の事業者が行う、設備投資及び販路開拓等への支援を実施する予定

- ・ 矢掛町は、5（1）③ 観光分野において、道の駅周辺の観光体制整備により、歴史的文化資源・自然資源を最大限に生かすまちづくりを実施する予定

- ・ 新庄村は、5（1）④⑧ 農林水産・地域商社分野において、道の駅の指定管理者の（株）メルヘン・プラザが行う、農産加工品の生産機能強化に係る設備投資支援等を実施する予定

（3）情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開に関する事項等）

＜県及び市町村＞

行政機関が保有する公共データの公開

県及び市町村が保有する公共データであって、オープンデータとして公表が可能なもの等について、「おかやまオープンデータカタログ」サイトでの公開を進めるとともに、データの充実とオープンデータ伝道師等と連携した民間活用の促進を図る。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

< 県 >

県産業労働部内に、事業者からの事業環境整備の提案を受け付ける相談窓口を設置する。提案を受けた場合は、関係部局と連携し、部局を横断して適切に対応する。

< 市町村 >

事業者からの事業環境整備の提案を受け付ける相談窓口を次のとおり設置する。提案を受けた場合は、関係部局と連携し、部局を横断して適切に対応する。

市町村名	対応窓口となる部署名	対応窓口となる部署名 (土地利用調整)
岡山市	産業観光局 産業振興課	
倉敷市	文化産業局 商工労働部商工課	
津山市	産業経済部 みらい産業課	
玉野市	産業振興部 商工観光課	
笠岡市	産業部 商工観光課	産業部 農政水産課
井原市	建設経済部 商工課	
総社市	産業部 企業誘致商工振興課	
高梁市	産業経済部 産業振興課	
新見市	産業部 商工観光課	
備前市	産業建設部 産業振興課	産業建設部 都市計画課
瀬戸内市	産業建設部 産業振興課	
赤磐市	産業振興部 商工観光課	
真庭市	産業観光部 産業政策課	農地法・農振法 産業観光部 農業振興課 都市計画法 建設部 まちづくり推進課
美作市	産業政策部 商工政策課	
浅口市	産業建設部 まちづくり課	
和気町	まち経営課	産業建設部 都市建設課
早島町	企画総務部 企画課	
里庄町	企画商工課	
矢掛町	企画課	
新庄村	産業建設課	
鏡野町	まちづくり課	
勝央町	産業建設部	
奈義町	産業振興課	
西粟倉村	産業観光課	
久米南町	産業振興課	
美咲町	産業観光課	

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① インフラの整備（県）

陸海空の広域交通網のクロスポイントという優位性を生かし、中国横断自動車道岡山米子線の4車線化や地域高規格道路をはじめとする地域間連絡道路の整備を推進するとともに、港湾、インターチェンジ、物流拠点などへのアクセス強化や岡山空港の機能強化、交通渋滞の緩和を図るための道路整備等を行う。

また、国際拠点港湾関連施設の整備、水島東航路及び玉島東航路の浚渫など、水島港の機能強化を図る。

② 市町村等と県との緊密な連携

県、市町村、（公財）岡山県産業振興財団、岡山県商工会議所連合会、岡山県商工会連合会及び岡山県中小企業団体中央会から構成する岡山県地域経済牽引事業促進協議会を組織し、基本計画に定める事項についての協議や、PDCAサイクルによる進捗状況の把握等を行う。

③ 経営・販路開拓・資金調達支援（県）

中小企業の活力を向上させ競争力を強化するため、経営革新支援事業等により、経営課題への対応、新たな分野や事業へのビジネス展開、意欲のある女性や若者等の新規創業等を支援する。

また、おかやまテクノロジー展の開催や大規模展示会への出展、首都圏アンテナショップや海外ビジネスサポートデスク等による販路開拓・拡大等の支援に取り組むとともに、県融資制度等による資金調達支援を行う。

④ GX支援（県）

グリーン成長戦略の動きを県内ものづくり企業のビジネスチャンスにつなげるため、最新の技術情報の提供や、専属のコーディネーターによる伴走支援を核とした新技術・新製品の研究開発支援等を行う。

また、木質バイオマスの利活用による新たなバイオマス産業の創出を目指し、木質バイオマス由来の次世代素材であるセルロースナノファイバー等を用いた製品開発等の支援を行う。

⑤ DX支援（県）

「岡山県 企業と大学との共同供給センター」を拠点に産学官の連携を強化しながら、本県の基幹産業である自動車関連分野におけるEVシフトへの対応をはじめ、今後成長が期待されるAI・IoT、医療機器などの分野の新技術・新製品の開発の支援を行うとともに、デジタル人材の育成を進めるなど、県内企業の研究開発力等の向上を図る。

⑥ 人材育成・確保支援（県及び市町村）

本県産業の将来や、地域産業振興を担う人材を育成するための講座等の開催や、企業の成長戦略を具現化するマネジメント能力の高いプロフェッショナル人材と企業とのマッチング支援により、人材の育成・確保を図る。

また、県内外の新規学卒者など若者に対して県内企業の魅力を積極的に発信するほか、県設置の無料職業紹介所である「おかやま就職応援センター」による県内外求職者と県内企業のマッチング等により、県内企業の発展を担う人材の還流・定着を支援する。

⑦ 事業承継支援（県）

岡山県事業承継ネットワークに参加する商工会議所、商工会等の各支援機関が実施する事業承継診断や個者支援と併せて行う経営改善、経営革新等の専門家派遣や、後継者等に対し、事業継続への不安を解消し、承継後に企業価値を向上させるためのセミナーや研修会を行う。

⑧ 産業用地の確保支援（県及び市町村）

市町村による地域特性を生かした団地開発への支援や民間事業者が計画する産業用地開発に対する市町村と連携した地域未来投資促進法等の活用支援等により、企業ニーズに応じた産業用地の確保を図る。

また、遊休地や空き工場等の民有地情報の収集を促進するとともに、民間のネットワークを活用したマッチングを行う。

（6）実施スケジュール

取組事項	令和 5（2023）年度 （初年度）	令和 6（2024）年度 ～令和 9（2027）年度	令和 10（2028）年度 （最終年度）
【制度の整備】			
①不動産取得税及び固定資産税の減免措置	（県及び市町村） 適宜実施	（県及び市町村） 適宜実施	（県及び市町村） 適宜実施
②地方創生関係施策	（県） 活用の検討 （市町村） 活用の検討	（県） 適宜実施 （市町村） 関係市町村において デジタル田園都市国家構想交付金を活用 した支援事業を実施 予定	（県） 適宜実施 （市町村） 同左
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
行政機関が保有する公共データの公開	（県及び市町村） 適宜実施	（県及び市町村） 適宜実施	（県及び市町村） 適宜実施

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】

相談窓口の設置	(県及び市町村) 適宜実施	(県及び市町村) 適宜実施	(県及び市町村) 適宜実施
【その他】			
①インフラの整備	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
②市町村等と県との緊密な連携	岡山県地域経済牽引事業促進協議会の開催	適宜実施	適宜実施
③経営・販路開拓・資金調達支援	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
④GX支援	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
⑤DX支援	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
⑥人材育成・確保支援	(県及び市町村) 適宜実施	(県及び市町村) 適宜実施	(県及び市町村) 適宜実施
⑦事業承継支援	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
⑧産業用地の確保支援	(県及び市町村) 適宜実施	(県及び市町村) 適宜実施	(県及び市町村) 適宜実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、岡山県工業技術センターや（公財）岡山県産業振興財団、地域の大学等や商工会議所、商工会、中小企業団体中央会など支援機関が連携し、それぞれの能力を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 岡山県工業技術センター

地域産業の中核的技術支援機関として、鉱工業分野の先導的技術開発や産学官共同研究に取り組むとともに、企業ニーズに基づく技術相談や研究・試験等を行い、県内企業の創造的活動を支援している。さらに、施設設備を産学官の研究者・技術者に開放し、地域における研究開発、技術交流を支援している。

② （公財）岡山県産業振興財団

中核的・総合的産業支援機関として、創業から事業拡大、経営革新、事業承継まで、企業のステージに応じたメニューにより、「頑張る中小企業の応援団」として支援を行っている。

部門・分野	支援内容
-------	------

経営支援部門	創業に向けた支援のほか、経営革新や経営改善のための計画づくり等のサポートなどを行う。
ものづくり支援部門	研究開発ニーズや技術シーズを把握しながら、R & D支援や産学官連携、展示会・商談会・取引あっせんを通じた販路開拓、新規取引の支援、知財支援などを行う。
プロジェクト推進部門	首都圏からの有能な人材確保を支援すべくマッチングの場の提供や、事業承継。また、経営の改善・再生について専門知識を有するコーディネーター等を配置し支援を行う。
人材育成分野	県内企業の技術者や後継者などを対象に、将来の岡山の産業界を担う幅広い人材の育成を行う。

③ 地域の大学等

岡山大学では、研究推進機構を中心に、“高度な知の創成と的確な知の継承”を理念として、社会が抱える課題を解決するため、総合大学の利を生かし、社会との双方向的な連携を行うことで、大学の知や技術の成果を社会に還元している。

また、岡山県立大学、岡山理科大学、川崎医科大学、就実大学や津山工業高等専門学校等では、それぞれが保有する資源を生かし、産学官連携を通じた共同研究や受託研究、技術相談などを行っている。

④ 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの支援機関

岡山県商工会議所連合会、岡山県商工会連合会、岡山県中小企業団体中央会は、それぞれの支援機関の特長を生かし、地域の商工業者等を対象とした、セミナー等による経営相談・指導や地域金融機関等と連携した金融支援、販路開拓支援、D X支援、事業承継支援等を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

本県では、岡山県環境基本条例に基づき、「気候変動対策（緩和・適応）の推進」、「循環型社会の形成」、「安全・安心な生活環境の保全と創出」及び「自然と共生した社会の形成」により「より良い環境に恵まれた持続可能な社会～山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ～」の実現を目指す、「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」を策定しており、企業立地をはじめとする様々な事業活動に当たっては、この計画に基づき、大気汚染や水質汚濁の防止、騒音・振動の抑制、資源の有効活用に取り組むなど、環境の保全に十分配慮し地域住民等の理解を得るための取組を行うこととする。

- ・ 本計画の推進に当たっては、企業の環境関連の法令遵守はもとより、資源・エネルギーの効率化、リサイクルの促進など環境の保全に十分配慮しながら、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の実現を目指して取り組む。

- ・ 事業活動に伴う廃棄物の増加、排ガス・排水や騒音・振動の発生など周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについては、環境影響評価制度により、環境の保全の観点からよりよい事業計画となるよう、また、住民からの理解を得るよう事業者に求めていく。
- ・ 地域経済牽引事業の実施に当たっては、自然公園法、岡山県自然保護条例、岡山県立自然公園条例、岡山県希少野生動植物保護条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に定められた規制を遵守するとともに、環境省が選定した特定植物群落等の環境保全上重要な地域内（前述の法令に基づく国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣保護区等を含む。）での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、県環境文化部等と十分に調整を図りつつ、専門家の指導・助言等をも踏まえ、自然と調和した良好な生活環境の保全や生物多様性の確保、自然の風景地の保護とその適正な利用、希少野生動植物の保護等に十分配慮するものとする。
- ・ 「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）」に記載のある国立公園又は国定公園を含む区域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、環境省中国四国地方環境事務所又は県環境文化部等へ事前に相談するものとする。
- ・ 重点促進区域において、市町村が工場立地法の特例措置を適用するに当たっては、周辺的生活環境に十分配慮した緑地基準を設定するとともに、その設定に当たっては、住民の理解を得ながら行うものとする。

（２）安全な住民生活の保全

犯罪のない安全で安心な社会が、すべての県民の願いであり、豊かで快適な生活を営む上での基盤となるものである。本県においては、岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づき、県、市町村、県民、自治会等、ボランティア・ＮＰＯ及び事業者が果たすべき役割を理解し、お互いの連携や協働により自主防犯活動の推進をはじめ、様々な安全で安心な地域づくりに取り組む。

（３）その他

2（２）の「任意記載のＫＰＩ」について、毎年度、岡山県地域経済牽引事業促進協議会を開催し、ＰＤＣＡサイクルによる進捗状況の把握や効果の検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ事業の見直しや基本計画の変更を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地区域及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【①重点促進区域（御津高津地区）】
（農用地区域の範囲）

・農用地区域 別紙一覧のとおり

(地域内における公共施設整備の状況)

本区域周辺には、自動車部品、ゴム製品等の製造業、運輸業などの企業が立地している御津工業団地がある。本区域内は、一部の土地を除いて、上下水道が未整備であるため、事業者の負担により上水道、浄化槽等の整備を行う必要がある。

(地域内の遊休地等の状況等)

本区域には、企業立地適地となる現に宅地化された土地は存在しない。

(他計画との調和等)

本区域は都市計画区域外であり、農用地区域である。

岡山市都市計画マスタープランにおいては、本区域に隣接する御津工業団地を「製造業等の企業の集積により、本市の活力の源泉となる拠点」である産業拠点として位置付け、「産業拠点・物流拠点については、産業政策との整合を図りつつ、高速道路や鉄道網など広域交通網が充実したクロスポイントとしての特徴を活かして、産業の集積や活性化を図ります。」としている。

また、「既存の産業拠点については、産業政策上の位置づけのもと、周辺環境との調和を図りつつ、拡張など企業ニーズへの適切な対応を図り、産業の集積・強化に取り組めます。」としており、本区域は、御津工業団地に隣接しているため、岡山市都市計画マスタープランと調和したものである。

御津農業振興地域整備計画においては、「自然・生活環境の保全を基調とした企業誘致などを促進し、兼業農家に安定した就業の機会を与え自然と生活区域の環境に留意しながら、調和のある産業振興を図る。」としている。

本区域については、北は宇甘川、南は御津工業団地、西は住宅地により、周辺農地とは分断されている。また、本区域内の農地には高低差があるため、効率的な営農に適さない状況であり、現時点では、土地基盤整備の事業計画はない。また、地域経済牽引事業によって、新たな雇用創出が期待されることから御津農業振興地域整備計画と調和したものである。

なお、当該区域では、「自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、CLT等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野」等の地域経済牽引事業を見込んでいる。

【②重点促進区域（松尾・大窪・辛川市場地区）】

(農用地区域及び市街化調整区域の範囲)

・農用地区域及び市街化調整区域 別紙一覧のとおり

(地域内における公共施設整備の状況)

国において整備中の国道 180 号総社・一宮バイパスを経由し、山陽自動車道へ接続する吉備スマートインターチェンジは、大型車対応や 24 時間化の整備を進めている。本区域内は、上水道が整備済みであるが、下水道が未整備であるため、事業者の負担により浄化槽等の整備を行う必要がある。

(地域内の遊休地等の状況等)

本区域には、企業立地適地となる現に宅地化された土地は存在しない。

(他計画との調和等)

本区域は市街化調整区域であり、農用地区域である。

岡山市都市計画マスタープランにおいては、吉備スマートインターチェンジがある山陽自動車道を「関東・関西・九州方面や山陰・四国方面を広域的に連携する交通軸」である広域交通軸とし、国道 180 号総社・一宮バイパスを「広域交通軸から産業拠点・物流拠点に円滑にアクセスする」物流軸として位置付けている。

また、「新たな産業・物流系の土地利用については、産業政策上の位置づけのもと、インターチェンジや物流軸沿線などへ誘導する」としており、本区域は、吉備スマートインターチェンジと国道 180 号総社・一宮バイパスの近傍に位置しているため、岡山市都市計画マスタープランと調和したものである。

岡山農業振興地域整備計画においては、「本市では他産業が発達し、農家の大部分が他の産業との兼業をしているため、産業の一層の発展を促進し、雇用の確保と拡大に努める。」としている。

本区域については、東は中川、南は山陽自動車道で分断され、周辺は未整備のため不正形な農用地が多く、住宅や公共施設が混在する地域であり、現時点では、土地基盤整備の事業計画はない。また、地域経済牽引事業によって、新たな雇用創出が期待されることから岡山農業振興地域整備計画と調和したものである。

なお、当該区域では、「自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、CLT 等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野」等の地域経済牽引事業を見込んでいる。

【③重点促進区域（西阿曾産業用地開発計画区域東地区（第 2 期））】

(農用地区域及び市街化調整区域の範囲)

・農用地及び市街化調整区域 別紙一覧のとおり

(地域内における公共施設整備の状況)

岡山総社インターチェンジ周辺においては、インターチェンジに接続する国道 180 号が東西に通っているほか、区域の北には一般県道 271 号総社足守線が東西に通っている。区域内は上下水道が未整備であるため、事業者の負担により上水道、浄化槽等の整備を行う必要がある。

(地域内の遊休地等の状況等)

当該重点促進区域は市街化調整区域であり、区域内においては既存の工業団地における未活用の産業用地や遊休地が存在しておらず、農村産業法に基づき造成された用地等の工場適地や業務用地も存在しない。また、企業立地適地となる現に宅地化された土地も存在していない。

(他計画との調和等)

本区域は全域が農用地及び市街化調整区域である。

総社市都市計画マスタープランにおいては、「阿曾地区の一般県道総社足守線沿道は工業・流通ゾーン（検討地区）と位置付け、地域社会との調和や環境保全等に配慮した工業・流通施設の配置を検討します。」とされている。

本区域の選定に当たっては、小学校の通学路の安全を確保し、騒音等の影響に配慮して宅地から一定の距離を保ったエリアとするなど、地域社会との調和や環境保全等に配慮している。また、「自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、CLT等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野」の地域経済牽引事業の実施を見込んでおり、同計画と調和したものである。

総社農業振興地域整備計画においては、「農業従事者の安定的な所得を確保するために、優良農地を確保しつつも、本市の地理的優位性を生かした企業誘致や商業、観光等の産業振興による農業従事者の安定的就業、良好な雇用の場を確保していく。また、既存企業等の事業拡大に対しても配慮することとする。」とされている。

本区域については、西には桜川、北は一般県道 271 号総社足守線となっており、周辺農地と分断されている。そのことから、大規模経営や集落営農ができにくい状況であり、現時点では、土地基盤整備の事業計画はない。また、地域経済牽引事業の実施によって、新たな雇用創出が期待されることから、同計画と調和したものである。

【⑤重点促進区域（藤田工業団地地区）】

(農用地区域及び市街化調整区域の範囲)

- ・農用地区域及び市街化調整区域 別紙一覧のとおり

(地域内における公共施設整備の状況)

本区域は、国道 30 号に接しているとともに、今後国道 180 号（岡山環状南道路。現在事業実施中）に接する予定である。また、本区域内には、農業機械部品や食品関連などの製造業、運輸業などの企業が立地している藤田工業団地がある。同工業団地内は、上水道や浄化槽、道路や電気等のインフラが整備されており、新たに公共施設整備を行う必要がない。一方で、本区域の同工業団地外は、下水道が未整備であるため、事業者の負担により公共下水道への接続や浄化槽等の整備を行う必要がある。

(地域内の遊休地等の状況等)

藤田工業団地を含む本区域内は、未活用の産業用地や遊休地が存在しない。また、企業立地適地となる現に宅地化された土地は存在しない。

(他計画との調和等)

本区域内は市街化区域及び市街化調整区域であり、市街化調整区域に農用地区域がある。

岡山市都市計画マスタープランにおいては、「産業拠点・物流拠点については、産業政策との整合を図りつつ、高速道路網や鉄道網など広域交通網が充実したクロスポイントとしての特徴を活かして、産業の集積や活性化を図ります。」としている。

また、本区域内にある藤田工業団地を「製造業等の企業の集積により、本市の活力の源泉となる拠点」である産業拠点として位置付け、「既存の産業拠点については、産業政策上の位置づけのもと、周辺環境との調和を図りつつ、拡張など企業ニーズへの適切な対応を図り、産業の集積・強化に取り組みます。」としている。

さらに、国道 30 号及び国道 180 号（岡山環状南道路。現在事業実施中）を「広域交通軸から産業拠点・物流拠点に円滑にアクセスする」物流軸として位置付けており、「新たな産業・物流系の土地利用については、産業政策上の位置づけのもと、インターチェンジや物流軸沿線などへ誘導する」こととしている。本区域における土地利用調整区域は、藤田工業団地に隣接しているとともに、今後国道 180 号（岡山環状南道路。現在事業実施中）に隣接する予定であることから、「岡山市都市計画マスタープラン」と調和したものである。

岡山農業振興地域整備計画においては、「本市では他産業が発達し、農家の大部分が他の産業との兼業をしているため、産業の一層の発展を促進し、雇用の確保と拡大に努める。」としている。

本区域における土地利用調整区域については、北は国道 180 号（岡山環状南道路。現在事業実施中）の事業計画用地、東は藤田工業団地で一団の農地の東端部に位置し、現時点では、新たな土地基盤整備の事業計画はない。また、地域経済牽引事業によって、新たな雇用創出が期待されることから岡山農業振興地域整備計画と調和したものである。

なお、当該区域では、「自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、CLT等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野」等の地域経済牽引事業を見込んでいる。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記（1）を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

【①重点促進区域（御津高津地区）】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、当該区域は農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集团的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにすることとする。さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域を設定するに当たって、面的な整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、設定しないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

次の点について留意して設定することとする。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。

【②重点促進区域（松尾・大窪・辛川市場地区）】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、当該区域は農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集团的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにすることとする。さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域を設定するに当たって、面的な整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、設定しないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

次の点について留意して設定することとする。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。

【③重点促進区域（西阿曾産業用地開発計画区域東地区（第2期））】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。なお、本区域には、今後、農用地区域に再編入される予定の農地が存在する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集团的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにすることとする。さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

する。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域を設定するに当たって、面的な整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、設定しないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

次の点について留意して設定することとする。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。

【⑤重点促進区域（藤田工業団地地区）】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、当該区域は農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集团的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにすることとする。さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

本区域においては、国営かんがい排水事業児島湾地区及び県営かんがい排水事業藤田錦地区の受益地となっており、周辺には農業用排水施設としてパイプライン及び各圃場に自動給水栓が整備されている。当該開発においては、パイプラインの通水に影響を及ぼさない土地の造成や建物配置など周辺の農用地区域内の保全上必要な用排水路施設等への配慮を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域を設定するに当たって、面的な整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、設定しないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

次の点について留意して設定することとする。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【②重点促進区域（松尾・大窪・辛川市場地区）】

本制度による市街化調整区域に係る土地利用調整は行わない。

【③重点促進区域（西阿曾産業用地開発計画区域東地区（第２期））】

（立地条件）

本区域は、中国横断自動車道岡山米子線の岡山総社インターチェンジの近傍であり、国道 180 号、一般県道 271 号総社足守線等の接続もあり、中四国地方の広範囲をカバーする広域交通網のクロスポイントである。周辺には、工業・流通施設等の土地利用の需要が高い状況が続いており、岡山県下最大級のマルチテナント型大型物流施設、中国地方最大の郵便・物流拠点や生産用機械器具、金属製品等の製造業などの企業が立地しており、総社市都市計画マスタープランにおいては、地区計画等により産業施設の計画的な立地誘導を推進し、産業振興による雇用環境の確保を図ることとされている。

また、付近には岡山県立大学があり、周辺には産業用機械のロボット化、I o T 化、半導体等の成長分野の研究開発に取り組んでいる企業も立地していることから、これらの試験研究施設等と連携を図ることにより、企業の成長分野への進出や技術開発力等の向上につながることが期待できる。

新たに整備する施設は、岡山総社インターチェンジの近傍という地域特性を生かして、物流

能力の効率化、受注量の拡大を図り、食品を中心とした物流ネットワークの拠点となる食品関連物流施設及び既存の試験研究施設等が近傍に存在するという地域特性を生かして、これらの試験研究施設等と密接な機能連携を図り、研究開発された製品の量産や新たな研究開発に取り組む工場・研究施設を想定しており、当該施設の整備及び当該施設での業務の実施に起因して、周辺における市街化を促進・誘発するおそれはない。

当市は総面積の約４％が市街化区域であり、その内工業地域系の活用は約２５％となっているが、企業立地に適した一定規模かつ整形の土地を新たに確保できない状況である。また、住居地域系の活用は約６８％となっているが、人口流入が続いている同市の市街化区域内で開発を実施するのは困難であり、岡山総社インターチェンジ及び既存試験研究施設等の近傍には市街化調整区域しかない状況である。

以上のことから、本区域において整備を想定する施設は、流通の結節点の近傍に立地する食品関連物流施設及び密接な関係のある既存施設の近傍に立地する工場・研究施設であり、立地条件は適当である。

（対象施設）

上記立地条件や本計画における地域の特性及びその活用戦略である「物流分野」、「成長ものづくり分野」の立地を通じた地域活性化の趣旨を踏まえると、本区域においては、以下の施設について立地の必要性を認めることができる。

①流通の結節点である岡山総社インターチェンジの近傍という地域特性を生かし、物流能力の効率化、受注量の拡大を図り、食品を中心とした物流ネットワークで広域流通の拠点性をさらに高める食品関連物流施設で、取り扱う品目としては、飲料水、菓子、保存食品、生鮮食品、冷凍食品等を予定している。

②現に試験研究の用に供されている試験研究施設等が近傍に存在するという地域特性を生かし、既存の試験研究施設等と密接な機能連携を図り、研究開発された製品の量産や新たな研究開発に取り組む工場・研究施設で、半導体製造装置部品の製造及び新製品の研究開発、試作を行います。

以上のことから、当該施設は、基本的な方針の第一へ（３）②（ｉ）及び（ii）に該当するものである。

【⑤重点促進区域（藤田工業団地地区）】

本制度による市街化調整区域に係る土地利用調整は行わない。

１０ 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和１０年度末日までとする。

「岡山県地域未来投資促進基本計画」に基づき法第１１条第３項の規定による同意（法第１２条第１項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第１３条第４項の規定による承認（法第１４条第３項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経

済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。